

新宿区興行場、旅館業及び公衆浴場の営業に関する指導要綱

昭和57年6月22日 57新衛管第522号
平成30年8月20日 30新健衛環第372号
改正 令和2年12月15日 2新健衛環第348号

(目的)

第1条 この要綱は、興行場法（昭和23年法律第137号）、旅館業法（昭和23年法律第138号）及び公衆浴場法（昭和23年法律第139号）に基づいて営業を行おうとするにあたり、青少年の健全育成及び住民の良好な生活環境を確保するため、必要な指導に関する事項を定めることを目的とする。

(対象範囲)

第2条 この要綱において対象とする営業は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 興行場法第1条第2項に規定する興行場営業（営業が短期間である臨時又は仮設興行場営業を除く）
- (2) 旅館業法第2条第1項に規定する旅館業
- (3) 公衆浴場法第1条第2項に規定する浴場業

(定義)

第3条 この要綱で使用する用語の意義は、興行場法、旅館業法及び公衆浴場法並びに新宿区興行場法施行条例（平成24年条例第23号）、新宿区旅館業法施行条例（平成24年条例）及び新宿区公衆浴場法施行条例（平成24年条例第25号）で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 営業者とは、前条に規定する営業を行う者をいう。
- (2) 営業施設とは、営業者が前条に規定する営業の用に供するための施設をいう。

(営業者の責務)

第4条 営業者は、次の各号を遵守するものとする。

- (1) 営業者は、従業員と一体となって健全な営業に努めること。
- (2) 営業の許可を受けようとする者は、営業許可申請書を提出する前に、この要綱による指導を受けるとともに、標識（第1号様式）を少なくとも14日以上、営業予定施設等において公衆の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 営業の許可を受けようとする者は、前号の規定により標識を設置したときは、速やかにその旨を標識の設置報告書（第2号様式）により区長に報告すること。
- (4) 営業者は、営業施設及び施設利用者を起因とする騒音その他の周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼさないように努めること。
- (5) 営業者は、周辺住民等からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速に対応すること。
- (6) 営業者は、営業施設の外形、色彩、看板、ネオン等が、地域の環境を損なわないよう十分配慮すること。
- (7) 営業者は、営業施設を、建築基準法、消防法その他の法令に適合した施設とすること。

(興行場営業施設の設置場所)

第5条 興行場の営業者は、興行場営業施設の設置場所について、旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下「学校等」という。）から、おおむね100メートルの区域外とするように努めなければならない。ただし、その営業内容が、学校等の清純な施設環境を害するおそれのないときは、この限りでない。

(興行場営業営業者の遵守事項)

第6条 興行場営業の営業者は、次の各号を遵守するものとする。

- (1) 演技者に風紀を乱す行為を行わせないこと。
- (2) 入場者に対し、場内を不潔にしたり、風紀を乱す行為を行わせないこと。
- (3) 個室の客席を設ける場合は、とびらにかぎをつけないこと。
- (4) 個室のとびらには、適当な位置に透明ガラス等の窓を設け、外部から客席が見通せる構造にすること。
- (5) その他、風紀を乱すおそれのあるものを置いたり、取り付けたりしないこと。

(旅館業営業施設の設置場所)

第7条 旅館業の営業者は、旅館業の設置場所について、学校等から、おおむね100メートルの区域外とするように努めなければならない。ただし、その営業内容が、学校等の清純な施設環境を害するおそれのないときは、この限りでない。

(旅館業営業者の遵守事項)

第8条 旅館業の営業者は、次の各号を遵守するものとする。

- (1) 玄関帳場を設置する場合は、営業者と利用客とが、上半身を相互に見とおして応接できる構造にすること。
 - (2) 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の3第2号に定める設備を設ける場合は、次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 宿泊しようとする者の本人確認や宿泊者及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を営業者自らが設置した設備等により常時鮮明な画像等により実施すること。
 - イ 宿泊者との客室の鍵の受渡しを適切に行うこと。
 - (3) 売春等のためにその施設を使用させないこと。
- 2 旅館業の営業者は、宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項その他の営業施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項であって次に掲げる事項について説明しなければならない。
- (1) 騒音の防止のために配慮すべき事項
 - (2) ごみの処理に関し配慮すべき事項
 - (3) 火災の防止のために配慮すべき事項
 - (4) その他営業施設の周辺地域に配慮すべき事項

(浴場業営業者の遵守事項)

第9条 浴場業の営業者は、次の各号を遵守するものとする。

- (1) 個室の浴室を設ける場合は、そのとびら等の上部半分的位置に、透明ガラス等を使用し、構造上可能な限りの広さをもった窓を設けること。
- (2) 従業員に、風紀を乱すおそれのある行為をさせないこと。
- (3) 従業員に、風紀を乱すおそれのある服装を行わせないこと。

(4) 個室の浴室を設ける場合は、浴室内に入浴に必要でない物(入浴者が所持するものを除く。)を置かないこと。

(誓約書の提出)

第10条 営業の許可を受けようとする者は、営業許可申請時に、この要綱による指導に同意し、遵守する旨の誓約書(第3号様式)を区長に提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱により難しいもの、又は定めのない事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行する。